

平成24年度予算編成方針の骨子

基本方針

- 厳しい財政状況を踏まえ、岡山県行財政構造改革大綱2008及び岡山県財政構造改革プラン（以下「行革大綱等」とする。）を達成し、持続可能な財政構造の実現を目指す。
- 現在策定中の「第3次おかやま夢づくりプラン」の開始年度に当たることから、プランの行動計画に掲げる施策を重点的に実施し、「暮らしやすさ日本一」の岡山の実現を目指す。

予算要求基準

行革大綱等の達成に向け、以下のとおり要求基準を定めるが、国の予算編成や地方財政措置等の動向により、再度通知し直すこともある。

- **義務的経費** 過去の執行実績を踏まえて、現行の見積もり方法を精査するなど、必要最小限の所要見込額とする。
- **公共事業等** 補助・単独公共事業を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで、平成23年度当初予算額と同額とする。
- **一般施策** 行革大綱等の達成に向け、一般施策の見直し内容を確実に予算へ反映するとともに、国からの財源等の有効活用に伴う見直しを行ったうえで、これまでの実績を踏まえた経費節減を徹底することなどにより、一般財源ベースで平成23年度当初予算額の97%以内を要求上限とする。
また、「平成24年度政策重点指針（案）」に基づく重点的に推進する施策・事業等については、原則として部局予算の枠内で要求すること。ただし、行革大綱等に沿って削減することとなる事業と比較しつつ、費用対効果が見合い、事業効果が特に高く、時代のニーズに即したような事業については、財政当局と協議・調整を行ったうえで厳選し、その要求を認めることとする。
- **維持管理経費** 行革大綱等の達成に向け、公の施設の維持管理経費等の見直し内容を確実に予算へ反映させるとともに、従来の見積もり方法を厳しく検証するなど、経費の徹底した節減を図ることなどにより、事業費ベースで平成23年度当初予算額の97%を要求上限とする。
また、要求上限にかかわらず要求できる経費（特殊経費）については、原則として、個別管理事業（PFI事業者に対するサービス購入費等）及び行革の推進に資するものに限り要求を認めることとし、これら以外の特殊経費を要求する場合は、財政当局と協議・調整を行ったうえで厳選し、要求を認めることとする。

各部（局）長
教 育 長
警 察 本 部 長 殿
公営企業管理者

総 務 部 長

平成24年度予算の編成について（依命通達）

本県は、岡山県行財政構造改革大綱2008及び岡山県財政構造改革プラン（以下「行革大綱等」とする。）に沿って、持続可能な財政構造を確立するため、全庁挙げて取り組んでいるところであるが、3年目を迎えた行財政構造改革の順調な取組により、平成23年度当初予算では、収支がプラスになるなど、幾分明るい材料も見受けられるものの、独自の給与カットなどの緊急避難的な対策に依存した財政運営に変わりはなく、引き続き厳しい財政運営を余儀なくされていることに加え、今後、東日本大震災や歴史的な円高が本県経済等へ及ぼす影響を注視する必要がある。

このような状況の中、平成24年度予算編成においては、最終年度を迎えた行革大綱等に掲げた目標値を達成するよう着実に改革に取り組む一方で、現在策定中の「第3次おかやま夢づくりプラン」の開始年度に当たることから、プランの行動計画に掲げる施策を重点的に実施し、「暮らしやすさ日本一」の岡山の実現を目指すこととしている。

以上のような基本認識を踏まえ、平成24年度予算編成については、次の事項に留意のうえ、適正な予算要求を行うよう命により通知する。

記

1 全般的事項

- (1) 年間総合予算を編成するものとする。
- (2) 行革大綱等に沿った予算要求を行うこと。
- (3) 現在策定中の「第3次おかやま夢づくりプラン」を推進し、「快適生活県おかやま」を実現していくため、「平成24年度政策重点指針（案）」に基づき、必要性・緊急性の高い施策について、既存事業の整理・見直しを図りながら積極的に取り組むこと。
- (4) 各部局を横断する施策・事業の推進に当たっては、各部局の関連施策事業を相

互に把握するとともに、政策推進会議等における協議結果を踏まえながら、関係部局が連携して取り組むこと。

- (5) 現場の声や発想を素早く反映させるなど、スピード感のある県政の推進に努めるとともに、「県民力」を結集し、多様な主体の協働による豊かな地域づくりを積極的に推進すること。

また、ユニバーサルデザインに配慮した施策の企画・立案に努めること。

- (6) 行革大綱等に沿って、更なる創意工夫を凝らし、あらゆる歳入確保対策に全力で取り組むこと。
- (7) 予算要求に当たっては、国の動向等、情報を的確に把握し、過大・過小に見積もることなく適正な要求に努めること。
- (8) 今後、国の予算編成及び地方財政措置等が明らかになるのに合わせ、適時適切な対応が必要になると見込まれることから、改めて通知することも考えられるので留意すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 県税については、課税客体の完全把握に努めつつ、今後の経済動向、地方税制の改正及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込額を算定すること。
また、収入率を来年度までに98.0%以上に向上させるため、差し押さえなどの迅速な滞納整理等を積極的に行っていくこと。
- (2) 地方交付税については、国の動向を見極めつつ、地方財政計画等に基づき、的確に算定すること。
- (3) 県債については、行革大綱等に掲げた目標に沿って、引き続き発行総額の抑制を図るとともに、後年度への財政負担に十分配慮しつつ、必要な起債額の確保を図ること。
- (4) 国庫支出金については、国の動向を十分把握するとともに、本県の実情に即して事業の緊急度、効果を検討し、真に行政効果があるものについてのみ受け入れることとし、確実な収入見込額を計上すること。
- (5) 使用料、手数料については、受益者負担の適正化の観点から一層の適正化を図ること。
- (6) 財産収入については、処分可能な財産、物品等については積極的に整理するとともに、貸付等、資産の有効活用を進めることにより、収入の確保に努めること。
- (7) 分担金、負担金については、受益の程度等を考慮して、負担の適正化を図ること。
- (8) 寄付金については、ふるさと納税制度を活用し、積極的に普及啓発に努めること。
- (9) 諸収入及びその他の収入については、積極的に収入の確保に努めるとともに的確な見積もりを行うこと。
- (10) 公営住宅使用料、中小企業高度化資金貸付金をはじめとする県税以外の滞納債権については、一定の配慮が必要な場合には留意しつつ、法的な手段も積極的に活用しながら、最大限回収することとしたうえで、的確な見積もりを行うこと。

3 歳出に関する事項

(1) 行革大綱等を踏まえ、事業区分ごとに次の基準により要求すること。

ア 義務的経費

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積もり方法を精査するなど、必要最小限の所要見込額とする。

イ 公共事業等

補助・単独公共事業を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで、平成23年度当初予算額と同額とする。

なお、公共事務費については、本庁及び出先事務所運営費は、維持運営経費と同様に、事業費ベースで平成23年度当初予算額の97%を要求上限とし、事業執行経費は、原則として事業費ベースで平成23年度当初予算額と同額とする。

ウ 一般施策

行革大綱等の達成に向け、一般施策の見直し内容を確実に予算へ反映するとともに、国からの財源等の有効活用に伴う見直しを行ったうえで、これまでの実績を踏まえた経費節減を徹底することなどにより、一般財源ベースで平成23年度当初予算額の97%以内を要求上限とする。

また、「平成24年度政策重点指針（案）」に基づく重点的に推進する施策・事業等については、原則として部局予算の枠内で要求すること。ただし、行革大綱等に沿って削減することとなる事業と比較しつつ、費用対効果が見合い、事業効果が特に高く、時代のニーズに即したような事業については、財政当局と協議・調整を行ったうえで厳選し、その要求を認めることとする。

なお、公の施設の見直し対象施設に係る維持管理経費等については、平成23年度当初予算額と同額とする。

エ 維持管理経費

行革大綱等の達成に向け、公の施設の維持管理経費等の見直し内容を確実に予算へ反映させるとともに、従来の見積もり方法を厳しく検証するなど、経費の徹底した節減を図ることなどにより、事業費ベースで平成23年度当初予算額の97%を要求上限とする。

また、要求上限にかかわらず要求できる経費（特殊経費）については、原則として、個別管理事業（PFI事業者に対するサービス購入費等）及び行革の推進に資するものに限り要求を認めることとし、これら以外の特殊経費を要求する場合は、財政当局と協議・調整を行ったうえで厳選し、要求を認めることとする。

(2) 新たな情報システムの開発・導入、既存システムの変更及び保守・運用など情報化に関する予算要求については、情報政策課に協議し、十分調整を行うこと。

(3) 上記要求基準に併せ、各予算分類ごとに次の点に留意のうえ要求を行うこと。

ア A項（義務的経費）については、必要最小限の所要見込額とすること。

イ B項（公共事業費）については、事業の緊急度、投資効果、地方負担額の状

況、認証見込額等を勘案のうえ、見積もること。

ウ C項（国庫補助事業）については、国の予算編成等の動向に留意しながら、特に次の点に留意すること。

- ・ 新規事業はもとより、継続事業についても、事業の必要度、緊急度を十分検討のうえ、安易に受け入れることなく真に行政効果があるものに限定すること。
- ・ 補助率の変更等による任意の県費つき足しなどは行わないこと。
また、補助事業に係る超過負担についてはその解消について特段の努力を払うこと。

エ D項（基準行政運営費）については、次の点に留意して的確な見積もりを行うこと。

- ・ 人件費については、組織の簡素化、職員数削減など行革大綱等の取組に応じ必要最小限を見積もること。
なお、給与費の算定及び上記に関連する事項については、別途指示するところによること。
- ・ 行政運営費については、あらゆる創意と工夫を凝らし、消耗品や備品費、賃金など事務関係経費の節減に最大限の努力を払うものとし、必要最小限の要求を行うこと。

オ E項（単県行政施策費）については、次の点に留意すること。

- ・ 県単独の上乗せ補助金については、必要性・緊急性を厳密に審査し、積極的に廃止、縮小等を検討すること。
- ・ 負担金については、特に法的根拠に留意することとし、根拠が乏しいものや必要性が薄れたものについては廃止・縮減を図ること。
- ・ 県単独の公共施設の整備については、事業進捗を的確に把握し、緊急度の高いものに限定すること。
- ・ 貸付金については、行政効果等を検討し、真にやむを得ないものに限定するとともに貸付条件についても再検討すること。

(4) 大規模施設建設事業評価システム及び公共事業事前評価システムの対象事業については、各々の評価制度に基づく評価結果に従い、適切に要求すること。

4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為の設定に当たっては、その内容や将来の財政負担を十分検討したうえで、真に必要なものに限定すること。

5 特別会計、企業会計に関する事項

特別会計、企業会計予算については、今年度実施した特別会計に係る見直し内容を適切に反映させるとともに、当該会計の健全運営に十分留意し、また一般会計との経費負担区分の明確化を図ったうえで一般会計に準じて編成するものとし、経営の簡素合理化、能率化に努めるとともに、受益者負担の均衡を図るうえからも料金等の適正化を検討すること。